



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

中国国家税務総局によるハイテク企業の企業所得税優遇政策に関する若干の実施事項の明確化

デロイト中国 上海事務所 米国公認会計士 いたや 板谷 けいち 圭一

2016年における「ハイテク企業認定管理弁法」及び「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の改正に続き、中国国家税務総局は近頃、24号公告を公布し、ハイテク企業に適用される15%の優遇税率についての実施細則を明確化した。当該公告は2017年度及び以降の年度の企業所得税確定申告に適用される。

1. 公告の概要

(1) 対象期間

24号公告において、企業がハイテク企業証書に明記された証書発行時期の当年度から関連の税収優遇を享受できると明確に規定された。

ハイテク企業は資格期間満了の当年度において、再認定を通過する前に暫定的に15%の優遇税率に基づき企業所得税の仮納付を行うことができるが、当年度の年末までに（「年度確定申告までに」ではない）ハイテク企業資格を取得できなかった場合、法定税率に基づき税額の追納を行わなければならない。

例えば、ある企業のハイテク企業証書に記載された証書発行時期が2016年11月であり、期間満了時期は2019年11月である場合、当該企業は2016年、2017年及び2018年において15%の優遇税率の適用を受けられる。また、2019年において、15%の優遇税率に基づき四半期ごとの企業所得税仮納付を行うことができるが、2019年の年末までにハイテク企業証書を再取得できなかった場合、25%の法定税率に基づき、過少納付分の税額を追納しなければならない。

(2) 税務機関による日常管理の範囲、手続と追徴期間

- 24号公告の規定により、税務機関は、ハイテク企業資格認定申請の段階において、企業が認定条件に符合するか否かの判断について管理責任を負うと共に、ハイテク企業資格認定を受けた企業に対して、後続の管理を実施する権利を有する
- 税務機関による後続の日常管理において、ハイテク企業資格認定の過程、又はハイテク企業向け優遇政

策を享受する間に、企業に認定条件に符合しない状況が生じたことが税務機関によって発見された場合、税務機関は認定機構に再審査を求めなければならない

- 再審査の結果、認定条件に符合しないと判断された場合、認定機構は当該企業のハイテク企業資格を取り消し、資格証書の有効期間のうち認定条件に符合しないことが発生した年度から、享受した税収優遇に対して追徴を行うように税務機関に通知する

(3) 資料提出要求

現行の規定に基づき、認定を受けたハイテク企業は毎年の5月末までに、前年度のハイテク企業発展状況報告表を税務機関に提出しなければならない。また、15%の優遇税率の適用を受けるためには、税務機関に企業所得税優遇事項届出表、ハイテク企業資格証書などを提出して届出手続を行わなければならない。さらに企業は検査に備え、関係資料を適切に保管しなければならない。

改正後の「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」に基づき、24号公告において、上述の「検査に備えた資料保管」について、政策の調整が行われた。主な内容は下記のとおりである。

- 知的財産権に関する資料、対象年度における主要製品（サービス）に対してコアとなる支持効果を発揮する技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」において規定された対象範囲に属することに関する説明資料、研究開発費用の管理資料、研究開発費用の構造明細表などの提出要求が新たに追加された
- 研究開発費用に関する資料については、当年度のほか、直前の2つの会計年度の資料も保存しなければならないことが明確に規定された

(4) 施行時間と経過措置

24号公告は、2017年度及び以降の年度の企業所得税確定申告に適用される。

ただし、2016年1月1日以前に、改正前の「ハイテク企業認定管理弁法」及び「ハイテク企業認定管理作業ガ

イドライン」に基づき認定されたハイテク企業に対して、検査に備えた資料保管などの取扱いは、24号公告を適用せず、旧規定に準拠する。

2. デロイトの考察及びアドバイス

近年、中国政府はイノベーション型・科学技術型企業への支援活動に取り組んでいる。科学技術型中小企業の研究開発費用追加控除比率の75%への引上げに続き、24号公告はハイテク企業向けの企業所得税優遇政策に関する実施細則を明確化したものであり、ハイテク企業向け優遇政策の実施を保証し、促進する効果が期待されている。

留意すべき点として、ハイテク企業資格を一旦取得すれば、その後は安泰というわけではない。ハイテク企業は、税務機関の後続管理において、認定条件に符合しないことによる税額追徴などのリスクに対応するため、定期的なレビューと早期警戒メカニズムを確立することで、検査に備えた資料作成の正確性、完全性、及び適時更新を確保されることを推奨する。ハイテク企業資格の申請を検討している企業は、合理的な事業アレンジの策定に際して、上述のコンプライアンスコストを併せて考慮されることを推奨する。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』とともに、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載